

## 5 . 商 工 觀 光 勞 働 部 分 掌 事 務

課名	分掌事務
商工政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)部内の連絡調整に関すること。</li> <li>(2)課内の庶務に関すること。</li> <li>(3)商工観光労働行政の総合企画および連絡調整に関すること。</li> <li>(4)産業振興ビジョンに関すること。</li> <li>(5)商工業に係る経済対策の企画および連絡調整に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>(6)経済情報の収集および提供に係る部内調整に関すること。</li> <li>(7)産業および企業の経済動向に関すること。</li> <li>(8)コラボしが21に関すること。</li> <li>(9)滋賀県産業支援プラザに関すること。</li> <li>(10)企業に対する人権啓発に関すること。</li> <li>(11)水環境ビジネスの推進に関すること。</li> <li>(12)県内中小企業の海外展開の支援に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>(13)産学官連携の推進に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>(14)行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決に関すること。</li> <li>(15)その他部内の他の課または局の所掌に属さない事項。</li> </ul>
産業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)産業立地の促進および総合調整に関すること。</li> <li>(2)工場の適正配置および工業基盤の整備促進に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>(3)産業用地の開発に関すること。</li> <li>(4)物流基盤の整備推進に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)</li> </ul>
中小企業支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)課内の庶務に関すること。</li> <li>(2)中小企業の活性化の推進に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>(3)中小企業活性化審議会に関すること。</li> <li>(4)商店街活性化対策の推進に関すること。</li> <li>(5)小売商業調整特別措置法および大規模小売店舗立地法に関すること。</li> <li>(6)大規模小売店舗立地審議会に関すること。</li> <li>(7)家庭用品品質表示法に関すること。</li> <li>(8)新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関すること。</li> <li>(9)商工会議所、商工会および連合会に関すること。</li> <li>(10)中小企業団体に関すること。</li> <li>(11)中小企業調停審議会に関すること。</li> <li>(12)中小企業の振興指導に関すること。</li> <li>(13)クリエイティブ産業の振興に関すること。</li> <li>(14)中小企業の金融に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>(15)中小企業高度化事業に関すること。</li> <li>(16)信用保証協会に関すること。</li> <li>(17)貸金業法に関すること。</li> </ul>
イノベーション推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)課内の庶務に関すること。</li> <li>(2)イノベーションの推進に関すること (他の部課の所掌に属するものを除く。)</li> <li>(3)計量検定所に関すること。</li> <li>(4)工業技術総合センターに関すること。</li> <li>(5)東北部工業技術センターに関すること。</li> <li>(6)陶芸の森に関すること。</li> <li>(7)技術開発の企画および振興に関すること。</li> <li>(8)技術開発に係る産学官連携の推進に関すること。</li> <li>(9)起業および創業の支援に関すること。</li> <li>(10)スタートアップの発掘および育成に関すること。</li> <li>(11)産業財産権および発明考案に関すること。</li> <li>(12)地域産業振興の総合調整に関すること。</li> <li>(13)地場産業の振興に関すること。</li> <li>(14)伝統的工芸品産業の振興に関すること。</li> <li>(15)鉱業法および鉱山保安法の施行に関すること。</li> <li>(16)砂利採取法および採石法に関すること。</li> </ul>

課名	分掌事務
労働雇用政策課	<p>(1)課内の庶務に関すること。  (2)労働福祉団体に関すること。  (3)労働者福祉施設に関すること。  (4)労働者への資金融資に関すること。  (5)中小企業退職金共済制度に関すること。  (6)高等技術専門校に関すること。  (7)労働者の福祉に関すること。  (8)労働教育に関すること。  (9)労働組合の育成および指導に関すること。  (10)労働調査に関すること。  (11)労働協約に関すること。  (12)労働争議の予防および解決の促進に関すること。  (13)労働相談に関すること。  (14)労働委員会に関すること。  (15)職業能力開発に関すること。  (16)職業能力開発審議会に関すること。  (17)技能検定に関すること。  (18)公共職業訓練に関すること。  (19)事業内職業訓練に関すること。  (20)技能士に関すること。</p> <p>(1)雇用支援施策の連絡調整に関すること。  (2)労働市場の把握に関すること。  (3)雇用の安定および促進に関すること。  (4)労働力の確保に関すること。  (5)企業の事業活動を担う人材の育成および確保に関すること。  (6)就職の支援に関すること。  (7)多様な働き方の推進に関すること。</p>
女性活躍推進課	<p>(1)課内の庶務に関すること。  (2)男女共同参画および女性の活躍(以下「男女共同参画等」という。)に関する施策の総合的な企画、立案および関係機関等との連絡調整に関すること。  (3)男女共同参画等に関する施策の推進に関すること。  (4)男女共同参画等に係る調査および研究に関すること。  (5)男女共同参画等に係る啓発に関すること。  (6)男女共同参画・女性活躍推進本部に関すること。  (7)男女共同参画審議会に関すること。  (8)男女共同参画センターに関すること。</p>
観光振興局	<p>(1)局内の庶務に関すること。  (2)観光施策の企画、立案および総合調整に関すること。  (3)観光事業審議会に関すること。  (4)びわこビジターズビューローに関すること。  (5)旅行業法に関すること。  (6)住宅宿泊事業法に関すること。  (7)マリーナ指導要綱に関すること。  (8)映像誘致および支援に関すること。</p> <p>(1)観光事業の振興および広報宣伝に関すること。  (2)観光資源に関すること。  (3)国際観光に関すること  (他の部課の所掌に属するものを除く。)  (4)県産品の振興および販路拡大に関すること。  (5)ここ滋賀に関すること。  (6)ブランド施策の推進に関すること。</p> <p>(1)ビワイチに関する施策の推進に関すること。  (2)ビワイチ推進総合ビジョンに関すること。  (3)ビワイチに関する情報発信に関すること。  (4)ビワイチに係る市町および関係団体との連携に関すること。</p>